

# 平成25年第1回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成25年3月11日（月曜日）

---

## ○議事日程

平成25年3月11日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

## ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## ○出席議員（25名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	安 村 政 治 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

---

## ○欠席議員

なし

---

## ○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君
総 務 課 長	末 吉 正 幸 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
健 康 福 祉 部 理 事	江 山 浩 子 君	産 業 振 興 部 長	吉 川 祐 司 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君
会 計 管 理 者	亀 重 正 勝 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君	消 防 長	永 田 眞 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

---

#### ○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

---

午前 10 時 1 分 開議

○議長（行重 延昭君） 本日は、2年前の3. 11の東日本大震災を思い出させる重い一日になるわけでございます。したがって、議場の国旗と市旗を半旗として揚げさせていただいて、議会のほうで追悼の意をあらわしたいというふうに思っております。なお、庁舎内では2時46分に庁内放送が流れるそうでございますので、庁内におられた議員の方はあわせて哀悼の意をあらわしていただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。2番、久保議員、3番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

#### 一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

早速、これより質問に入ります。最初は、19番、三原議員。

〔19番 三原 昭治君 登壇〕

○19番（三原 昭治君） おはようございます。先ほど議長のほうからもございましたが、きょう3月11日は、日本をはじめ世界じゅうを震撼させた未曾有の東日本大震災から丸2年を迎えました。3月8日現在、死者、行方不明者合わせて1万8,549人。家屋等の全壊、半壊39万8,460戸。避難者、いまだに31万5,196人の方が避難をされております。ここに改めまして亡くなられた方々の御冥福と一刻も早い復興がなされますよう心から祈念を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず、公共施設のテナント等の貸し出しに係わる契約基準について質問いたします。

市が所有する公共施設のテナント等による貸し出しに係わる賃貸契約、公共施設ですから行政財産の使用許可となると思いますが、その使用許可に当たっての契約等の基本的な条件はどのように定めているのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 答弁に先立ちまして、丸2年になりました大震災でお亡くなりになられた方々、また、今なお復興途上にある多くの方々への心からのお見舞いを申し上げますとともに、本日は8時15分より、全庁職員にマイクを通じましての追悼の訓辞を述べたところでございますことを御報告させていただきます。

さて、御質問にお答えいたします。

市が所有する公共施設で、現在、テナント等として営業を行っているものとしたしましては、「うめてらす」の食堂と売店、サイクリングターミナルの食堂、防府市地域交流センターアスピラートのラウンジ、防府競輪場の食堂がございます。これらの貸し出しにつきましては、施設が普通財産か行政財産かで異なっておりまして、普通財産の場合は、防府市財務規則第155条から157条の規定により貸し付けを行っております。行政財産の場合は賃貸契約ではなく、財産の使用許可という行政手続により行っておりまして、使用許可を申請していただいた上で許可を行っております。

行政財産使用許可の基準は、防府市財務規則第148条に、「行政財産の用途又は目的外使用の範囲」について規定しておりまして、使用料は、「防府市行政財産使用料徴収に関する条例」で定めているところにより計算した額を納めていただくこととなっております。

また、施設の設置及び管理条例を定めている場合には、それぞれの管理条例に従いまして使用許可の申請を提出していただき、許可を決定した後、条例で定められた額を納めて

いただいております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。今の御答弁によりますと、普通財産と行政財産ということで財務規則に基づいて貸し出しているということですので、これはないと思いますが、統一された規定の中で、貸し出す相手によって内容が異なる場合がありますか、どうでしょう。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。質問の内容、理解できましたか。副市長。

○副市長（中村 隆君） 相手によって、各施設につきましてはいろいろな目的も、あるいは施設の状況等々もあるというふうに思いますので、その状況に沿って違う場合もあるのかなというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 多少の違いはあると思います。あっても大きな違いはまずないということによろしいですね。よろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 大きな違いがあるかないかということでございましたが、やはり施設によっては大きな目的の違いもあるわけでございますので、大きな違いもある場合もあるかというふうに存じます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） さて、きょうの質問の本題なんですが、平成10年に開館しました防府市地域交流センター、通称アスピラートの1階に、先ほども御紹介がありましたラウンジですか、アリス倶楽部という喫茶店があります。ここも公共施設の一角で入店されてる営業の方が随分と長く頑張っているんですが、この方は何年から何年間営業されているのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） お答えいたします。

アスピラートのラウンジで現在営業しておられる方につきましては、財団の公募により平成15年4月1日から営業を開始されておりまして、その後、毎年の使用許可申請に対して1年の使用を許可することにより、現在までラウンジの営業を続けていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 平成15年ということですから9年間、約10年近く頑張って営業していただいているわけですが、これほど長く——先ほど「うめてらす」、サイクリングターミナル、アスピラート含めて、防府競輪場と申されましたが、これほど長く営業を続けて、市の目的のために頑張っていらっしゃるという、ほかのテナントの方はございますか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 財務部でございます。

競輪場の食堂がございます。これは普通財産でございますので、普通財産の貸付料に基づいて貸し付けを行っております。これはもう競輪場が始まって以来ずっと、経営がかわってかどうかまでちょっとつかんでおりませんが、かなり長いこと御協力なり、していただいていると思います。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 長いこと協力をしていただいているという御答弁でございました。それで、先ほどから4カ所出ましたが、行政財産賃貸契約、使用許可を受けて営業される方々の経営状態でございます。この件について、今、防府青果市場というのがございまして、ここは先般、入られた方がやめられ、空き店舗に今なっております。先ほど市長の答弁にありましたサイクリングターミナルは、たしか食堂がございまして、これも行政財産として使用が減免となっていると思います。

さらに、この4月ですか、新たにオープンを目指す潮彩市場のテナントを募集していますが、空き店舗状況、応募状況、いかがでしょうか。

そして、この入店募集、テナント募集に当たっては、通常、公募期間を定めて応募者に対して一括して選考を行うのが通例だと思っておりましたが、ここでは先般、市広報に載っておりましたが、先着順という、少し私としては変則的な募集だなというものもあるし、他の市民の方からもこういう公募の仕方があるんですかと問われました。

そこで、これは産業振興部長になると思いますが、防府青果市場の営業はなぜやめられたのか、サイクリングターミナルの使用料の減免はなぜなのか、そして——今のでお答えください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部でございます。

まず、青果市場の食堂でございますけれども、これは青果市場の買受人、あるいはその関連商品店舗、あるいは青果市場の従業員が利用する施設といたしまして、青果市場の中

に設けられております。これにつきましては、近年の青果物の取り扱いの減少に伴いまして買受人が減少し、実際に利用される方が著しく減ったと。昨年3月でしたか、前の業者の方がもう経営が成り立たないということでおやめになるということで、昨年募集をかけたけれども、応募がなく、今現在、あいている状態となっております。

それから、サイクリングターミナルの食堂につきましては、これはサイクリングターミナルの食堂というものが宿泊施設に伴う食堂ということで、ちょっとほかのテナントとは様相が違うのでございますが、これもサイクリングターミナルの宿泊客数の減少。それから、もう一つは、泊まれる方が食事を中でされないという傾向がかなり増えておりまして、そのためにやはりこれも状態として、経営していくのがかなり厳しいということで、かなり何者かかわって、今の方をお願いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） ということは、現在、市のそういう公共施設、行政財産に入られていらっしゃる方々は大変厳しい経営状況の中にあると。たしか競輪のほうも、食堂も、食事のフロアは、たしか使用料をとっていらっしゃるなかつたと思います。厨房のみということで、これもちょっと競輪局にお聞きしたら、経営が成り立たないということで、そういう配慮をしたんだということでございました。これは私は大変すばらしい配慮だなと思っております。本当に厳しい中で、そういうことをなさっておられます。

その経営が厳しいというのは、先般、皆さんにまだ記憶があると思いますが、「うめてらす」の飲食施設、一生懸命頑張っておられたんですけど、当初、なかなか入り手が、入店がないという話の中で、そしたら市のために頑張ってみようということで入店されたということで、大変、まことに気の毒な話だなと私は思っております。

さて、このような厳しい経営状況下の中で、防府市に使用目的に沿った営業を一生懸命頑張られておりますが、先ほど申しましたアスピラートのラウンジ、喫茶店です。経営者に対して昨年9月26日付で平成25年度の取り扱いについての文書提出をされておりますが、その内容が私にはどうも理解できません。具体的にその内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 昨年9月26日に文化振興財団から現在の経営されている方に出した文書でございますが。このアスピラートにつきましては、開館15周年を迎えて、施設がいろんな箇所で傷んでおります。そこで、新年度にラウンジを含めて一部施設のリニューアルを計画しておりますので、ラウンジにおきましても壁、床、天井、換気口

等のクリーニング、吹きつけ等の工事を計画しておりますということで、工事は年度当初から数カ月かかりますので、その間はラウンジの営業自体ができなくなります。

そこで、これまでは毎年使用許可を更新しておりましたが、25年度におけるラウンジの営業については4月当初からの使用許可というものをもう出さないということにしまして、その後の営業者につきましては、公募の上、決定するというごさいます。もちろん、公募の際は、現在の経営者も当然ですが参加していただくことができると、こういう文書でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 聞かれている方が、なかなか意味がおわかりにならないかもしれません。先ほど部長が答弁された、提出された書類ですが、私もこれ読んで、何のことなのかなというのはよく理解できませんでした。少しちょっと読んでみますが、平成25年度の取り扱いについてということで、相手様に平成24年3月24日付でラウンジの使用を許可していますが、許可に際し、防府市地域交流センターラウンジ使用に関する許可条件を付しています。

この許可条件において、第5項、これは5としか書いてません。第5項、施設管理者は、第3項の使用期間の継続を認める意思がないとき、前項の使用期間の満了する前、6カ月前に使用者へ通知するものと規定していますと。下記のとおり取り扱いますので、御協力お願いしますということで、下記のとおり下記ですが、2項目ほど書いてあります。

一つは、先ほど部長が言われた、これはリニューアルというか何というか私はわかりませんが、壁とか天井とか換気口のクリーニング等を行いますと。年度当初から数カ月間かかると、その間はラウンジの営業自体ができなくなりますというのが第1項。第2項が、リニューアル後の平成25年度におけるラウンジ営業については、営業者を公募の上、決定しますと。もちろん、公募の際は現営業者の方も応募していただくことができますということが書かれておるんですが、継続をする意思がなくなったと。この先ほど第3項に定められている継続を認める意思がなくなったの「意思」がこの中には入っておりません。1は工事をします、2は公募をしますというお知らせ程度の内容で、この方に対してどのようにしてくださいということが全くここには記してありません。そして、この意思というものは、必ずこういう契約と申しますか、一つのものがあれば、9年も続けてきてもらっておれば、そういう意思を明確にして、これこれしかじかだからこうしますというのがあってしかるべきと思いますが、この意思とは一体何の意思ですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 使用条件に書かれておりますのは、この使用許可は1年単位の使用許可でございます。その使用許可を継続できない場合には、前もって、いろいろな御都合もあるでしょうから早目にそれをお知らせするというので、6カ月以前にお知らせするというにしております。それを使用条件としてあらかじめ掲げておるわけでございます。そういうことです。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 何かよく私には、頭が悪いかもしれませんが、理解できません。じゃあ、これまでこういうふうに頑張って市の運営に目的を達成するために協力してきた方々において同じことをされたことが……。これ結局は、とどのつまりが出ていってくださいと。そして、あなた、またやりたかったら公募に応募しなかったらええじゃないですかということでしょう、要するに。じゃないですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 当面4月から、今、予定しておりますのは5月ぐらいまでですけど、使うことができませんので、今の状態で使用許可を出すことはできないと。そして、これを機会として、もう長く続けておられますけど、一度、公募をしたいということでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 私も余り常識のない人間ですから、よくわかりませんが、通常は市のほうから一部改修しますと。そして、これに書いてある数カ月間、今1カ月と言われました、数カ月間かかりますのでと。大変御迷惑をおかけしますが、それでも続けていただけますかというのが本来の姿じゃありませんか。違いますか。どう思われますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） アスピラートは公共施設でございますので、やはり広く市民への利用の機会が与えられることが公平性の観点から必要であると考えております。ですから、ある程度の期間には、やはりそういう機会というものを市民に広くお与えするというのが公共施設のあり方であろうというふうに考えて、財団のほうはそういうふうに決められたわけですし、教育委員会としてもそれを了としたわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） これはまた公平性の観点は、ちょっと、後やりましょう。

それで、ラウンジの一部施設のリニューアルという言葉が使われましたが、壁、床、天井、換気口等のクリーニング、吹きつけ等とあります。たしか、これに計上されてる、新年度予算にその修繕費として計上もされておると思いますけど、具体的にその内容を教え

てください。金額と内容を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） このラウンジのリニューアルそのものにかかる予算としては、今70万円程度を見込んでおります。

その内容といたしましては、これは床が木質の集成材の床なんですけど、これを全面的に薄く研磨した後に洗浄するというのと、壁を塗装するというのと、それから窓がガラスでロールスクリーンがかかっておりますが、これを取り外して洗浄するというのと、それからコンセントの増設、それから厨房について天井の塗装、あるいは壁、床、換気口等の洗浄、それから電気調理器具の更新、こういったものを行う予定にしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 予算が70万円で床の研磨、洗浄、壁の塗装、スクリーンの取り替え、コンセントの増設と、これで1カ月かかるんですか。私も去年、住宅リフォームで補助金の制度を利用させていただきました。約60万円からちょっとの工事でした。壁も部屋を全部やりかえ、天井もやりかえていただきました。1週間そこそこです。

例えば、これは営業というのが伴ってくるわけですが、通常、業者に聞かれたらよくわかります。この70万円程度、これは70万円もかからんと思いますけど、70万円程度の仕事を1カ月かけてやる業者はいませんよ。潰れます、そんなことしたら。

そして、店舗だったら、本当に店舗だったら、突貫工事をやっても、一日も早く再開できるように持っていくのがこれ、普通なんです。これ、1カ月かかると誰が言われたんですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） これは予算計上のときに、建築の専門技術のほうに聞きまして、大体4月からすぐそういった手続に入って、工事期間は4月下旬から5月下旬、約1カ月程度と。ですから、4月から5月ぐらいまでは一応使えないというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 本当にそのような見積もりを積算するような担当者だったらやめてもらったほうがいいです。本当に情けないことです。私は業者を連れて行きました。1週間あれば十分と言ってました。幾らでもできますと。これが店舗展開なんですと。店舗の工事なんですと。単なる何か、この中で読んでみますと、何か、そこの15周年を迎えます、中をやりかえます、だから、あなた出ていってくださいというのは、私、この文

章を読むと、何かこじつけに思えて仕方ありません。

多分1カ月というのは、恐らく当初予定されていたこのラウンジの上、音楽リハーサル室の床がおかしいと、ギシギシ音がすると、どうも床をやりかえんにゃいけんという話の中で、恐らく1カ月が出てきたんだと思います。だけど、それも今はギシギシがとまったと。だから、今、見合わせてますという話でございました。

そこで、先ほど25年度の取り扱いについての中に、15周年を迎えると、そして一部改修、私はリニューアルと使いたくない、改修と。リニューアルというのは、新装とか改装、大幅な既設店舗を一新することと、私、辞書で調べてきましたが、一新することです。今のは決して一新じゃないと、一部の工事だと思いたすが。

そこで、工事をして、そして経営者の方に出ていってもらって、公募をして、施設目的の一つである人の交流による駅前のにぎわいの創出を今後さらに一層推進したいと考えているという文面もありますが、今後どのように駅前のにぎわいを推進されるのか。そして、この公募によって出ていってもらって、公募によって経営者がかわるか、かわらないか、その方が応募されるか、されないか、私はわかりませんが、どのように創出が図れるか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） ラウンジのリニューアルを行うことも、にぎわい創出の一環とは考えておりますが、何よりもやはり財団による魅力ある企画展の開催、あるいは市民参加型のイベント等の展開を通して、アスピラートの設置目的でございます人の交流による駅前のにぎわいの創出と本市芸術文化の交流に努めてまいりたいというふうに考えております。特に、来年15周年ということで、財団もいろんな催しを予定しております。今後も財団とともに、市民スペースをイベントやミニコンサートなど、市民の皆様の交流の場、情報発信や憩いの場として積極的に活用していただくなど、さらなるにぎわいの創出に努めてまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） よくわかりません、言われていることが。

それで、この経営者の方との使用許可に当たってですが、先ほど出された25年度の取り扱いに、「継続を認める意思がないときは」という文面が第3項の中に入ってきてると。これまで9年間、一貫してこの文面は入っちゃったわけですか。——時間をもったいない……

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 最初は覚書、そして確認書、そして許可条件という、頭のタ

イトルが2回も変わっています。なぜ9年間に変える必要性があったのか。そして、今言った「継続を認める意思がないとき」も、突然入ってきております。どうしてこれを入れなければいけなくなったのか。これ、よく私にはわかりません。そのところを教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 文書が覚書から、確認書から許可条件というふうに変わってきたのは、やはりこれが使用許可という手続ですので、そこで確認書とかいうのはふさわしくないのではないかと。使用許可に当たって、こういう条件というふうにするのが適切であろうということで、そのように変えたものでございます。

それから、6カ月前に、許可できない場合は申し出るというのは、ちょっと今資料が見つかりませんが、前からあったのではないかとというふうに考えています。

○19番（三原 昭治君） いや、そこじゃないです。「継続を認める意思がないとき」というのが途中から入ってきておるから、なぜですかと聞いている。

○教育部長（藤井 雅夫君） ですから、新年度から、更新できない場合は前もってお伝えするという項目は前からあったのではないかとというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） なんと曖昧なですね。質問に対する答弁がないので、次に行きます。それは全くありませんでした。そして、最初の今、覚書、確認書、そして条件と変わってきたのは、ふさわしいように変えてきたということではありますが、ほかの施設も、行政財産を使用許可を出してる施設も、このようなものがきちんと同じものがあるわけですね。意思がないときという言葉が、文言が入った、条項が入ったものがちゃんとつくられているわけですね。——「うめてらす」でええよ。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 基本的には使用許可ということでございますので、特にその条例規則に書いてあることが書いてあるという形になると思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） そうですよ。 「うめてらす」は使用許可のみですね。こういう条件はありません。当たり前です。それぞれ施設には設置管理条例というものがちゃんと定めてあって、その中に、していいこと、悪いこともちゃんと書いてある。いろんな契約条件のことも書いてある。改めてこういうものを添付すること自体が私には何か不思議で、思えません。

そして、当初、何年だったかな、ちょっと今あれですが、双方がその覚書、確認書につ

いて、きちんと署名、捺印をされておりました。この近年は全くありません。通常、行政がやられるこういう確認とか覚書とかいうものに対しては、きちんと双方が確認しました、了解しましたという署名と印を押すのが通常じゃないですか。どうですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 先ほど申し上げましたが、このアスピラートラウンジの使用につきましては、あくまで使用許可ということで、1年間の使用を許可しているということでございます。ですから、通常の不動産の賃貸契約等とは全く違うものということで、許可するに当たっての条件はこうですということを使用される方にお示ししているということで、許可条件ということで、それを明示しているということでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 先ほどもちょっと「うめてらす」のことを言いましたけど、「うめてらす」はありません、許可条件は。じゃあ、アスピラートは設置管理条例というのはないんですか。その中には、そのラウンジの使用についても書いてないんですか。いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） もちろん、このアスピラートにつきましては、防府市地域交流センター設置及び管理条例というのがありまして、これに基づいて許可をしております。その条例の中に、使用していただく場合には、こういう許可条件をつけることができるということも書いてあります。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ということは、必要のないものが何でそこへついてくるのかなというのが大変私には不思議でやれません。

それと、もっと不思議なことがもう1点ございました。この使用許可書です。許可書に、これまで8年間、全くなかった文面がこれまたつけ加えられております。それは、ちょっと読み上げます。教示、不服申し立て、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日に云々と書いてあります。なぜこんなことをこの許可書に改めてつける必要があったのでしょうか。何か私には出ていってもらうための前段のようにしか思えないんです、前段にしか。これ、なぜ急についたんですか。これ、今までなかったのが、不服について。だけど、許可条件の中にちゃんとあるじゃないですか。お互い疑義が生じた場合は、確認し合って、協議し合って解決しましょうという文章がきちんとありますよね。なぜ改めてここにはまたこれを8年間なかったものが9年目についたのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） これは使用許可書の様式をいろいろ検討する際に、許可という、こういう文書を出す場合には、きちんとかいような不服申し立てに関する教示というものを相手方にわかるように明示しなければいけないということをやちょっと勉強いたしまして、今後はこういうことをきちんとかいお示したほうがいいであろうということで新たに載せたものでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 本当、苦しい答弁です。本当、部長、申しわけありません。あなた今年度で終わりなのに、大変嫌な質問をしているように思われると思いますが、これは事実なんですから。

次の質問ですが、事実、先ほど言いましたけど、今こういう理由をいろいろ言われました。なぜだという、こじつけの理由だと思いますが、それを言われました。さきに聞きましたと思いますけど、他の行政財産使用許可で同じことをされている事例がありますか。そして、途中でやめてもらう、もう継続いたしませんという事例もありますか。それを教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今、教育施設でこういうテナントに類するものに入っているところでは、今のところここしかございませんので、ちょっとほかの例というのは私は存じておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それなら、先ほど出ましたサイクリングターミナル等、出ましたね。ちょっと産業振興部長、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部は、今、サイクリングターミナル、「うめてらす」、それからまだ公の施設にはなっておりませんが潮彩市場と、あと先ほど御質問に出ました青果市場というふうには持っておりますが、いずれも相当経営が厳しいという状況下でございますので、そういう条件を付したということはございません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） そうですね。それで、先ほどちょっと触れました今言われました潮彩市場、ちょっとお尋ねしますが、今度、指定管理者制度を導入されるということで、通常、公募による選考なのに、なぜこういうことを。公平性の観点から、なぜ公募をされないのか、私はちょっと疑問に感じておりますが、この理由について、申しわけあ

りません、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） ちょっと長くなるんですが、潮彩市場につきましては、平成20年、防府水産物荷受協同組合という、その卸売市場を経営しているところが設置をいたしました。それが、平成22年、その荷受協同組合自体の経営が破綻いたしまして、潮彩市場の施設そのものが宙に浮くという形になりました。裁判所のほうのいわゆる破産管財人の管理下に入りまして、その中で協議が行われまして、現在、事実上の運営をしている、私どもは振興組合と申してます振興事業組合、潮彩市場ほうふ振興事業協同組合ですか、組合を結成して経営を続けるという判断がなされたようでございます。その後、約3年間、そういう形で現に経営をされてきておられると。指定管理をするに当たりまして、公募が原則と言いながら、公募の例外というのも規定はございますが、いずれにいたしましても、審査会を設けまして、その審査会で、公募の例外であれば公募の例外の審査をしていただくということになります。その時点におきまして、現に3年間、苦しい中、経営してこられたその振興組合を外すというわけにはいかないというふうに考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ありがとうございます。私も同感です。一生懸命頑張られた方を外して違う人を入れるというやり方は、私はふさわしくない。この3年間、一生懸命頑張っていたいただいた振興組合の方を指定するということについては、私は全く異論はございません。

先ほどの本会議で、学校給食配送業務においても同様のことが言えると思います。1者のみの随意契約、これまで随意契約としていたものを入札ということになった。1者しかなかったということについて、質疑の中で市長は、これまで何の事故もなく安全に配送していただいた。何の問題もないと強調されました。私も全くそれと同感でございます。

潮彩市場にしても、学校給食配送業務も、何ら問題がない、一生懸命頑張ってこられた方ということで、そこでお尋ねいたしますが、9年間、一生懸命頑張ってこられたアスピラートのこのラウンジの経営者に対して、どんな思いをされてるか、お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 平成15年から長年にわたって、アスピラートの設置目的の一つでもございます駅前のにぎわいの創出に御協力いただいたことにつきましては、大変感謝しているところでございます。別に、今、その方にやめていただくとかいうことではなくて、公募をするということですので、当然その方も参加していただけるわけですの

で、ということでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 公募というのは継続と違うと思いますけど、私は。公募というのは、ていのええ言葉を使ってるだけでしょう。やめてくださいでしょう。1回やめてください、そして公募しますから申し込んじゃってもええですと。その方が確実に、じゃあ継続できるわけですか、それで。できますか、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 公募ですから、当然公平に、これから審査をして決めるわけでございます。一旦、もう出ていっていただかなくてはいけないというのは、これはもう修繕工事を行うということで、これはやむを得ずそうするわけでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 大変いい言葉で、やむを得ずそうされるんですよ。先ほど言いました、一般的な社会では、御迷惑かける方に、申しわけございません、こうこうこうで、1カ月と言われましたが、そんなにかからんと思うんですが、大変御迷惑かけますが続けていただけますかとお願いするのが普通なんです。置きかえれば、出てくださいという話だけじゃないですか。それと、片や頑張ってきて、これまで3年間、倒産したところをやってくれた。そうして、子どもたちの給食を一生懸命また運んでくれた。それに何の問題もないと言いながら、片や何の問題もない9年間頑張ってきてくれた人に対する、これは仕打ちです、一つの。そう見られても仕方がありません。

ちょっと私もいろいろお聞きしました。あそこを利用される方にもお話を聞いてみました。すると、あの中で、店内で音楽関係のミニコンサートを開いたり、市民の皆様の絵画展や小物を展示したり、紹介したり、いろいろ施設にもマッチした、そういう、先ほど出ましたが、人のにぎわい、まちの中のにぎわいを創出していただいております。

そうして、これまであそこの館にかかわった人にも聞きました。当初は午後5時半までという営業でありましたが、イベント等、行事等があった場合は無理を言って8時、9時まであけてもらったと——今は、たしか9時になっていますか——お願いしてききましたと、過去の方はそういうふうにおっしゃいました。

また、あの施設にはガスコンロ一つないんです。ガスコンロがなしで、自分でみずからIHコンロを購入され、さらにはまだまだ頑張ってみようというので、去年、冷蔵庫、買いかえられて、そして電子レンジも新しく買いかえられております。そういうところまでちゃんと調べておりますね。御存じですか、そういうことは。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 最近、アスピラートの館長がいろいろお話を、経営者の方とお話をしたときに、そういうお話もあったという報告は受けております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それでは、先ほど出ました公平性の観点から、いろんな市民の方にも門戸を開くようなことをおっしゃいましたけど、じゃあ9年間やられる中で、現時点で、もう、9年長いと、あそこで長過ぎるからやめてもらって、私、入りたいんだと、そうしたらどうかと、そういう意見とか、問い合わせとか、電話とかありましたか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） そういうことは、今、現在のところ聞いておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） これは、館長にも確認しましたが、全くありませんということでありました。

それで、続きまして、公平性の観点から質問を続けますが、また潮彩市場が出るんですが、すみません。今、テナントを募集されておりますが、公平性の観点からということで、アスピラートのラウンジと同様に5周年や10周年、長くやられたということで区切りをつけ、これと同様に、今回募集されている店舗について、店舗の中をリニューアルするのも含めて、公平性の観点から、一度出ていってもらって、公募しますから、そういう契約をいたしますということをちゃんと明記されるわけですね。今、されているわけですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 基本的には1年間の使用契約ということになりますので、そういう条件は全くつけておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） そうでしょうね。もし、その条件を公平性の観点から、ここはつけて、ここはつけないということではできないとして、公平性の観点から、つけたら、もしをつけたら応募したときどう思われますか。例えば、今の状況、応募の状況をまず教えてください。

それと、もしこういう条件を添付した場合は、応募がどうなるか。どうなると思われるか、思いだけでいいです。どうぞ。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 今、潮彩市場では、食堂を1店舗、それからいわゆるお店3店舗、募集をかけております。こういう要するに4店舗もあいている状況でございます。

ます。そういう条件を仮に——10年とかいうのがまたよくあれなんですけれども——つけたら、非常に、正直言うと、厳しい応募状況になるだろうと。現在の応募状況は、食堂が1店舗ほど問い合わせがあります。ほかはまだございません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） これは、3月1日付の市広報の市長からのメッセージであります。いろいろ市長への提言ということで、いろいろ投書等、提言がある中で、名前が書いてないのもあって残念だというお答えの中で、最後あたりに、公務員に求められていることは常に公平に、そして市と市民への奉仕の心であると考えている。常に公平であるということでもありますので、アスピラートの使用についてはこういう条件でやっていく、潮彩市場はやらないという、公平性に全く欠けるようなことはぜひやめていただきたい。やるんだったら同じように、公平性の観点から、そういう条件を謝して付してほしい。きちんと付すべきです。付さなければおかしいです。

私が言うまでもない、市長さんもいろいろ経営されておりました御存じでしょうが、商売というのは一朝一夕にはまいりません。何年、何十年かけて一生懸命頑張って、赤字、赤字が続く中で努力して頑張って、やっと黒字になったと、よし今から頑張るぞと、これが商売だと。それを、ある日突然契約が解除されるような、また期間を定めた店舗に、恐ろしくて誰も入りません、こんなことしてましたら。

それに、あそこのアリス倶楽部ですが、1人じゃなかなかできないということでパートさんを雇っていらっしゃいます。パートさんも一生懸命、生活の糧の中でやっていらっしゃいます。何人の方でやっていらっしゃるか、御存じでしょうか。パートさんが何人いらっしゃるか、御存じでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 申しわけありません。ちょっとその辺は報告を受けておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 今、6人です。6人の方が、やはり自分たちは皆主婦、家庭を持っていらっしゃいます。それぞれ生活の中で自分たちがローテーションを組んで、遊びのお金が欲しいからやってるんじゃないやありませんと言われました。わずかですけど生活の糧ですと、生活の糧として頑張ってやっていますと。そして、いろんな市民の方と触れ合うことが大変また楽しいということも言ってらっしゃいました。これは一つの考え方で、その経営者をはじめ、パートで一生懸命働いている方は市民です。その市民の方の生活をもぐことになるんです。行政がこういうことをやっていいんですか。正当だと思いますか。

何も知らない、聞いておりませんの中で、例えば指定管理者に委託してるなら、報告も受けて、実態も調べて、そういうことをしちゃいけないというのが行政でしょうが。私は、これは行政がやることでは決してないと思っております。

そして、先ほど条件の中に、6カ月前に通達すると簡単に申されましたが、じゃあ、9年間です、9年間厳しい経営の中で頑張っておられたものが、6カ月前に突然言われて、9年間の培った営業とか、その経営とかというのがカバーできると思いますか。営業されたことがないからわからないかもしれませんが、どうですか、カバーできると思いますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） アспиラートは、先ほど申し上げましたけど、設置目的に従って、指定管理者であります公益財団法人防府市文化振興財団が管理、運営を行っておられます。その財団がこういう方法でどうですかということで、当然重要な事項については教育委員会のほうに相談があるわけですが、こういう方法を相談を受けて、方向としてはきちんとそういう市民に広く機会を与えるということで、これは正しい方向性というふうに判断しましたので、これを了としたわけでございます。そういう方向で、今、進んでいるということでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それを了とされるのはいいんです。その了とされるのであったら、それを公平性にやってください、公平の観点から。ここだけじゃいけません。ここだけはこうする、あつちはしないは公平じゃないですから。市民に広くそういう機会を与えてあげる、これが公平性です。いいですね。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 先ほど施設の目的に沿って管理、運営しておられるというふうに申し上げましたけど、市の施設と申しましても、それぞれ設置目的とか、あるいは立地条件とか、それぞれ違いがあると思います。その運営については、それぞれが努力しておられるわけですが、その一環として、財団が経営の中でこういうふうにしよふということで決められたこととございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 条件と言われましたが、あそこは駐車場も何にもない。あそこに立っちょつちあったらわかりますが、人も通らない、そんな悪条件の中でやってらっしゃるんです。聞きますと、中身のことを言うて申しわけないんですけど、ことしに入っは赤字ですと。だけど、なぜ続けとってですかと聞きましたら、お母さんが防府市の役に立つことをあなたがやってくれてうれしいという、この言葉に支えられて、一生懸命私



て私はすべきではないということを申し、そしてぜひ改善されることを求めて質問を終わります。

次の質問につきましては、担当部とお話ししております。了承をいただいておりますので、次回にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、19番、三原議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、8番、安村議員。

〔8番 安村 政治君 登壇〕（拍手）

○8番（安村 政治君） 会派「政龍会」の政のほうでございます。安村政治です。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いたします。

近年、時間雨量が100ミリを超えるゲリラ豪雨が各地で頻発していますが、この傾向は、今後、地球温暖化による気候変動の影響等により一層深刻化することが懸念されています。このため内水はん濫による甚大な浸水被害の発生を防ぐとともに、人命財産の保護と道路交通等の機能を確保するため、被害の最小化を目的とした安全性の向上を図ることが強く求められるところです。

御承知のとおり、向島地区では台風や大雨が大潮と重なった際に、たびたび家屋が浸水している現状があります。特に、平成11年9月24日に上陸した台風18号の被害については、家屋の浸水はもとより、大量の瓦れきが発生し、市民生活に大きな被害をもたらしました。そのときの光景は、発生からきょうでちょうど2年がたつ東日本大震災での情景と大きく重なる部分でございます。こうした被害を防ぐため、市の災害対策について3点ほど質問いたします。

まず1点目、最初に、市として雨水排水のハード、ソフト面において、現状ではどのような対策を講じておられるか。また、今後の対策についてどのような方向性を持って対応される予定なのかをお伺いしたいと思います。

次に、2点目です。向島公民館は、災害時の避難所として多くの住民が利用する施設ですが、低い土地に平屋の建物が建っており、過去の災害でも冠水したと聞いております。このような状態では、いざというときに避難所としての機能が果たせるかどうか、不安に思っている次第です。実際のところ、平成21年7月の豪雨災害の際は、小野地区の避難所である小野公民館に濁流が押し寄せ、当初は避難所としての機能を発揮することができない状況でした。このような状況が起こらないようにするために向島公民館の施設の改善等をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

最後に、3点目として、近年、大潮のときに高潮による道路冠水など、異常な潮位の上

昇が見受けられます。特に、向島保育園の前の県道では、毎年道路面の冠水が見受けられます。このような状況を踏まえて、向島地区の海岸保全施設の整備状況はどのようになっているのでしょうか。また、今後どのような対策をとられるのか、お伺いします。

以上、3点につきましてお尋ねいたします。御答弁のほどお願いします。

○議長（行重 延昭君） 8番、安村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。最初に、雨水排水のハード面、ソフト面での対策についてのお尋ねでしたが、向島地区内のことについて答弁をさせていただきますと存じます。

向島地区の台風による被害は、私が就任してからでも、議員御指摘のとおり、平成11年9月の台風18号以降、数多く発生しておりまして、中でも高潮による浸水被害は郷ヶ崎地区をはじめ、向島内各地区において甚大な被害が発生したところでございます。

こうした現状を踏まえまして、現在は気象情報等に基づき、事前に非常用ポンプ等を配置いたしまして浸水被害の防止に努めているところでございますが、より一層の雨水排水対策を図るため、今年度、向島地区の雨水排水対策の基本計画を策定いたしておりますので、今後、この策定結果に基づいて整備を行っていきたいと考えております。

次に、避難所となっております向島公民館についてのお尋ねでしたが、現在、向島地区の指定避難所といたしましては向島公民館、向島小学校、指定障害者支援施設「ゆうあい」、小田会館の4カ所を指定いたしているところでございます。このうち自主避難所といたしまして、向島公民館と指定障害者支援施設「ゆうあい」の2カ所を開設することといたしておりますが、向島公民館につきましては、過去に台風に伴う高潮により駐車場が冠水する被害を受けておりまして、また平成24年3月に作成した高潮ハザードマップでも二、三メートルの浸水が想定されていることでもございますので、私といたしましては非常に憂慮をしているところでございます。

したがいまして、向島公民館につきましては、自主避難所としての安心・安全を確保するためにも早急な整備が必要でございますので、昨年からは地域の自治会連合会を初めとする方々の御意見をお聞きしながら協議を進めてまいりました。その結果、向島地域の自治会連合から、公民館としての日常的な利便性を考慮された結果、現在の場所で高潮の浸水被害を受けない高さまで地上げしての公民館建て替えについての御要望をいただいておりますので、今後、向島公民館の建て替えにつきましては、地域の皆様の御意見をしっかりと伺いながら、地域の安全な自主避難所の確保という観点からも、早急に具体的な内容・スケジュールを詰めてまいりまして、平成25年度内の補正対応により着手すべく指示をい

たしているところでございます。

次に、高潮対策事業の現在の進捗状況と今後の計画についてのお尋ねでございましたが、先ほど申し上げましたように、平成11年9月の台風18号によりまして、県内各地及び本市の海岸では甚大な被害を受けたところでございます。高潮対策につきましては、平成12年度に山口県高潮検討委員会の提言を踏まえまして、平成14年度に設計潮位の見直しがなされたところでございます。当時被害が多かった向島地区におきましても、この基準を踏まえて施設整備を実施してまいりました。

整備内容につきましては、まず小田地区の整備でございますが、平成11年度から14年度に離岸堤の整備を事業費1億7,000万円、平成16年度から18年度にかけて鋼管防波堤の整備を事業費1億5,000万円で行っております。次に、郷ヶ崎地区の整備でございますが、平成12年度に沖防波堤の整備を事業費1億2,000万円、平成13年には護岸整備、水路整備などの事業費を2,300万円、翌平成14年度には護岸のかさ上げ、陸閘、ゲート、フラップの改良などで事業費1億3,000万円。平成15年度以降は、胸壁並びに護岸改良、浚渫などを事業費1億4,000万円。そして、平成24年度には事業費300万円で、郷ヶ崎東区の一部で未改良でありました護岸のかさ上げ、消波ブロック設置などを実施いたしております。

以上、総額で7億3,600万円の事業費をかけまして高潮災害に備える施設整備を行いまして、現在に至っているところでございます。

今後につきましても、国、県から示される基準の見直しなど、状況に応じまして、施設改良または老朽化対策、耐震診断等を講ずるなど、施設の改善を図りまして、地区の皆様の方々の安心で安全な海岸の保全に努めることといたしております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、安村議員。

○8番（安村 政治君） 御答弁ありがとうございました。現在、雨水排水の基本計画を作成中とのことですが、しっかりした計画を作成していただき、向島地区の整備を早急に進めていかれるよう要望し、また向島公民館についても早期に対応されるよう執行部の皆様に奮闘を期待いたします。

向島地区は、少子高齢化が最も進んだ地区でございます。高齢者が安心・安全に避難できる避難所、まさに備えが一番大事なことではないでしょうか。災害はいつ起こるかわかりません。災害に強いまちづくりをというのであれば、過去の災害での被害を教訓として早目早目の対応と対策をしていただき、そのことを切望いたしまして、以上、この3点についての質問は終わります。

最後に、3月20日に向島小学校の桜祭りがあります。執行部の皆さんは御存じと思いますが、向島小学校の桜、蓬莱桜と言います。樹齢は100年を超え、防府市の指定天然記念物にもなっております。防府市の指定は平成13年8月、県の指定は平成23年4月に、それぞれ指定されております。

そのことをまた申しますのも、私が、今年の11月の市議会議員選挙におきまして、いろんな方、いろいろな職種の方と接してきました。その中で、中浦の漁業組合の漁師さん、向島漁協の漁師さん、いろいろな人とお話をしていたときに、ハモは防府で水産物で有名なブランド化になった「天神鱧」、いろいろありますが、飲食店関係の人が推奨しているのが「天神鱧」、漁業関係者が推奨しているのが「西京鱧」と言います。そのハモは両方とも同じハモなんですけど、ハモともう一つ何かないかとお聞きしたところ、向島漁協の方が、アサリがある、真っ黒な大きなアサリがある、そう言われました。そのアサリをハモと2本立てでブランド化していきたい、皆さんにアピールしていきたい、そのように申しておりました。その蓬莱桜の3月2日の桜祭りに、向島漁協の方が炭火で焼いて試食をさせていただけるそうです。執行部の方におかれましても、行かれる方はぜひ行ってあげてください。水産試験場のほうにも試験をしていただき、身のぐあい、身がふっくらした肉質のいい、お墨つきをいただいたそうです。

何か向島漁協の回し者みたいになったようなお話になりましたけど、そのことを最後にお願いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、8番、安村議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、23番、田中健次議員。

〔23番 田中 健次君 登壇〕

○23番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次でございます。本議会最後の一般質問となりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

この一般質問では、市長が力を入れられている施策の中の教育と観光について、そして、それらの施策を支える財政という3つの課題についてお尋ねをしたいと思います。

質問の第一は、このうちの財政に関してであります。公会計改革についてお伺いをいたします。公会計改革については、これまで2009年、平成21年6月議会、2010年、平成22年6月議会で質問してまいりました。

これまでの執行部の取り組みとして、平成20年度決算の財務書類4表、財務書類4表といえますのは、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、この4つであります。これについて総務省方式改訂モデルを採用いたしまして、普

通会計ベースと連結会計ベースで作成し、市ホームページで平成22年3月に公表し、これ以降は前年度の財務書類4表を年度末に公表してまいりました。直近のものとしては、平成22年度の財務書類4表が昨年3月に公表されておりますが、平成23年度のものはまだ公表されておられません。

この連結ベースの財務書類では、特別会計、企業会計のほかに一部事務組合、広域連合、土地開発公社、第三セクターなど、15団体の会計が連結する形で示され、これまでは普通会計ベースで論じられてきた財政状況を、より全体的に、より透明に議論できるものとして私は考えております。

このうちバランスシートでは、財源の調達先を右側の貸方に、財源の用途を左側の借方に示し、この調達先のうち、負債とは将来世代の負担であり、他方、純資産は現役と過去の世代の負担であり、世代間の負担比率もここから示されております。行政コスト計算書は、行政コスト合計から直接の受益者負担を除き、市税や補助金で賄う金額がどれだけかを把握する財務書類となります。また、純資産変動計算書は、バランスシートに計上されている純資産が、1年間でどのように変動したかを示しております。さらに、資金収支計算書では、資金の流れと残高を示し、資金収支を経常的収支、公共資産整備収支、投資・財政的収支の3つに分けて分類し、投資的経費をどの財源で賄っているか、負担を将来に先送りしていないかなどを見ることができるようであります。

そこで、具体的な質問に入りますが、まず1番目に、防府市の財務書類4表、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書について、どう自己評価をされているのか、お伺いをいたします。

2番目に、県内の他市と比較して、財務書類4表をどう分析しているのか、この点についてお伺いをいたします。

3番目に、有形固定資産の評価についてお伺いをいたします。有形固定資産の評価は、この総務省の改訂モデル方式では段階的に進めるということが可能となっておりますが、前回2010年、平成22年6月議会での御答弁では、売却可能資産の評価は終了、事業用資産の評価情報整備はほぼ終了、引き続きインフラ資産、構築物等の評価情報の整備を順次実施する、こういうものでした。その後、2年9カ月が経過しておりますが、どこまで進んだのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

行政の会計は、「現金主義・単式簿記」によって財務処理されておまして、その年度

にどのような収入があり、その収入をどのように使ったのかという現金の動きをわかりやすく捉えることができる一方で、これまでに蓄えてきた資産や借入金の動き、いわゆるストック情報、これが不足しております。このため各自治体におきましては、これまでの会計手法に加えまして、「発生主義・複式簿記」による企業会計的手法を用いることで情報不足を補い、財政情報を明らかにしていく公会計改革の取り組みが進められております。

本市での取り組みでございますが、私が市長に就任してから後でございますけれども、平成12年3月に示されました「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」なるものに基づきまして、平成13年度決算から、市が行政サービスを提供するために保有している資産をどのような財源、負債や純資産で賄ってきたかを対照表示したバランスシート、貸借対照表でございますけれども、これと1年間の行政活動のうち資産形成に結びつかない行政サービスに係るコスト、費用と、行政サービスの利用に対する施設使用料、手数料等の財源、いわば収益でございます、これを対比させた行政コスト計算書を公表してまいりました。

議員御案内のとおり、平成20年度決算からは、平成19年10月に示された「公会計の整備推進」に基づき、これまでの2表に、バランスシートに計上されている純資産の数値が1年間でどのように変動したかを表示した純資産変動計算書と、1年間の行政活動に伴う現金の流れを性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支に区分いたしまして表示した資金収支計算書の2表を加えまして、財務書類4表として公表するとともに、特別会計や市が一定以上を出資している関係法人までを加えた連結財務書類4表をあわせて公表しているところでございます。

そこで、財務書類4表をどう自己評価しているかという最初の御質問でございましたが、平成20年度から22年度までの普通会計決算を見ますと、将来世代に残る資産といたしまして、市民1人当たりの資産額が140万円前後。一方、どれだけの借金があるのかといった負債として、1人当たりの負債額が38万円前後で推移しておりまして、大きな変動はございません。

現世代と将来世代との負担割合といたしまして、現世代が負担をしている資産総額に占める純資産総額の割合につきましては、73%程度で推移しておりますので、現在のところ、次代の世代に過度な負担を強いることのない状況にあると考えております。

また、経常的行政コストといたしまして、市民1人当たりの人件費、物件費につきましては、14万円程度で推移しておりますので、行政活動の効率性も保たれていると考えております。しかしながら、道路や橋といったインフラ資産や公共施設などの有形固定資産の老朽化につきましては、資産老朽化比率が46%から49%へと上昇傾向にございます。

今後、インフラ資産や公共施設の更新に多くの費用が必要となりまして、市税収入の伸びが期待できない中で、市債などの負債が増えていくことが懸念されるところでございます。

次に、県内の他市と比較して財務書類4表をどう見ているか、分析しているかというお尋ねでございましたが、県内の他市との比較におきましては、人口規模や財政規模が異なり、比較の対象とするには困難な状況でございます。このため類似団体、これは全国の市を人口や産業構造で類型別に区分けしたものでございますが、本市のデータと類似団体の平均のデータを比較してみました。それによりますと、データの的には、平成20年度のものとなりますが、市民1人当たりの負債の割合は本市が26%、類似団体が34%となっております。その割合は比較的低くなっておりますものの、資産老朽化比率は本市の46%に対しまして、類似団体は43%と、本市の有形固定資産の老朽化が進んでいることがうかがえたところでございます。

次に、有形固定資産の評価は段階的に進めていると思うが、どこまで進んでいるのかのお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、固定資産の評価情報につきましては、段階的に整備を行うことといたしております。このうち売却可能な資産につきましては、毎年度更新し、公表を行っているところでございます。

その他の資産につきましては、平成21年度には事業用資産、平成22年度にはインフラ資産、平成23年度には構築物等と年次的に整備を進めておりますが、データ量が多く、また毎年の新規固定資産の情報も加わってまいりますことから、情報整備を完了し、公表するにはいまだ至っていない状況でございます。

このように公表には至っておりませんが、昨年12月、職員課行政改革・経営品質向上推進室が、今後の行政改革を推進していく上で、その必要性や根拠等を見出すために本市の現状を分析した資料を作成いたしております。この中で、建築物の状況など公共施設の状況を示す資料の作成過程におきまして、固定資産評価情報が活用されているところでございます。また、今後、防府市版公共施設白書を策定する予定でございますので、これまで整備をしてきました固定資産評価情報につきましては、有意義に活用してまいりたいと存じます。

なお、平成23年度の財務諸表4表につきましては、今月末の公表に向けて準備を進めておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） いろいろと御答弁いただきまして、防府市の公会計改革というのも逐次進んでおるのだろうなということを印象を受けました。

先ほど市長が、まず、バランスシートと行政コスト計算書、平成13年度から市長の任期のときに既に始めたということをおっしゃっていましたが、バランスシートそのものは平成12年から既につくられております。そういう意味で、平成12年から19年までバランスシートをつくれ、13年から行政コスト計算書をつくられてきたわけですが、これは旧総務省方式というやり方でやっております。

このバランスシートの中で、市の有形固定資産、市のインフラ整備がどれぐらい進んでおるのか、あるいは進んでいなかったのかということが、例えばわかるということで、これについてはちょっと一番最初に公会計改革の質問したときの数字をもう一度ちょっとお示ししたいと思います。平成12年から平成19年の間、防府市全体としては、有形固定資産の伸びは、平成12年を100とすると109であったと。その中で、全体の伸びが一番大きかったのは消防の関係で、これは100が230になったと。

2番目が商工費、これは142、3番目が土木費121、4番目が総務費で116と、この4つは全体の伸びよりも高い伸びを示しておるわけです。消防が高いのは、新しい消防庁舎を建て替えたということになります。

逆に、この時点で一番悪かったものは福祉関係、民生費の関係で100が80になったと。私がそうやって言ったから宮市保育所が建て替わったわけではないんですが、これは多くの議員が宮市保育所は建て替えなければならないと。そういうものがこういう形のデータでも一つ示されておったということです。

ちなみに、福祉関係の次に悪いのが農業水産業関係の87、それから環境衛生の関係の93というような形であったということをおっしゃっていただきたいと思います。

こういう形で、公会計改革というのか、そういった手法も大きな意味があるということをおっしゃっていただきたいと思うんですが。

それで、県内の状況はなかなか比較しにくいので、類似団体という形の中でお示しいただきました。これで見ると、負債は類似団体よりも少ないけれども、資産、インフラが老朽化しているということがこの数字で示されてるということで、こういった形で、これまでの一般的な財政分析で示されなかったものが示されてるという意味で効果があると思います。

それで、再質問になりますが、今、資産老朽化比率というような言葉を使いましたが、これは市のホームページには出てこない言葉であります。市のホームページで出てくるのは、財務書類4表のほかに、分析的な数字とすれば、社会資本形成の世代間負担比率ということで現世代の負担比率、あるいは将来世代の負担比率というものしか出ておりません。それで、資産老朽化比率のほかに、例えばソフト事業とハード事業への予算の配分、財源

振り分けが適当かどうかというようなことを見るような比率だとか、さまざまなものが言われております。こういったものについて、もちろん一般的に式が示されておりますので、私どもでも計算しようと思えば計算できるわけですが、例えば下松市では、そういったものが既に市が報告する財務書類4表の中に指標による分析という形で、今あるだけでも9つの指標が、防府市の2つのほかにあと7つの指標、合わせて9つの指標が示されておりますが、こういったものを公表する考え方があるのかなのか、この辺についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 財務部でございます。今のお尋ねの、今はホームページで公表してるのは生の数字といいますか、そういったものだけでございますが、そういったそれぞれの項目について公表したらどうかということで、我々もある程度の分析はしております。近いうちには公表をしようとは考えておりますが、分析の仕方をもう少し研究してまいりたいと思います。それにつきましては、ずっと他市の先進事例のところを研究しておりまして、防府市もそれに耐え得るといいますか、きちんとした分析ができるということであれば、近いうちに公表してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） そういったものを公表するというので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、この数字の発表の時期ですけれども、県内の他市ほとんどが3月です。平成23年のものを24年の3月で発表するという形がほとんどですけれども、使う数字は決算統計を使うわけですので、もう少し早くできないのか。特に、連結の関係は第三セクターとか、一部事務組合とか、防府市以外、防府市が直接計算するというもの以外のものも取り寄せたりということがかかりますので、若干おくれるのはやむを得ないんですが、普通会計ベースのものについて、例えば隣の周南市は11月段階でこれを公表しております、ホームページで。そういうことは若干可能でありますので、普通会計ベースのものと連結ベースのものと分けて出されるというのも一つの考え方だと思いますけど、この辺についていかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 財務部でございます。今のお尋ねでございますが、確かに分けてやるということになれば、一般会計ベースであれば、もう少し早目に出すことは可能でございます。次年度からはそれを検討してまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） それなりの御答弁をいただきましたので、それでは次の2つ目の質問に入りたいと思います。

質問の第2は、教育に関して、学校図書館についてお尋ねをいたします。

学校図書館は、学校図書館法に位置づけられ、全ての学校に置かなければならないものとされております。また、学習指導要領においても、学校図書館の利用、活用がさまざまな箇所でも強調され、学校図書館の機能については、読書センター機能及び学習情報センター機能という2つの機能のほかに、教育課程の展開を支える資料センターの機能も求められております。

この学校図書館を機能させるかなめとなるのは、学校図書館に配置されたいわゆる学校司書であろうと思います。国も、2012年度、平成24年度から、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書をおおむね2校に1人配置する地方財政措置をいたしました。今の平成24年度からであります。

しかし、これまでに何度も学校図書館の充実に関して市教育委員会の積極的な取り組みを求めてまいりましたが、近隣の山口市、周南市や県内の先進都市と比べて、防府市はこの学校司書の配置について見劣りする状況となっております。新年度予算案、平成25年度の予算案を見ると、学校図書館の司書を2人から3人に1人増やすということになっておりますが、これでは、国が地方財政措置2校に1人ということであれば防府市では13人程度となりますが、13人程度どころか、防府市において、2004年、平成16年当時には小学校に7人が配置されておりましたが、その7人配置という水準にも達しません。

隣接する山口市、周南市では、以前から学校図書館に人を配置して学校図書館の整備に努めております。今の現年度では、周南市は24人が配置をされております。そのうち8人は一つの学校を専任で担当し、山口市も20人が配置されておりますほか、山陽小野田市で16人、光市で6人が配置をされております。防府市の学校図書館を隣接する2市、山口市や周南市との差をこれ以上つけられないよう教育委員会の担当課が協議をし、学校図書館を具体的に振興する総合的なプランを作成すべきであり、市の考えを尋ねてまいりました。前回質問の2011年、平成23年9月議会では、当該年度中に策定する予定との御回答をいただきましたが、その後、具体的な振興プランは私たち議会に示されておられません。

そこで、1番目に、学校図書館の振興プラン策定はどうなったのか。この点についてお伺いをしたいと思います。2番目に、学校司書配置の今後の市教育委員会の考え方について

てお伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校図書館についての御質問にお答えいたします。

まず、学校図書館振興プラン策定についてですが、本市ではこの振興プランを「防府市学校図書館振興計画」として策定を進めてまいりました。この振興計画は、「防府市子ども読書活動推進計画」と連動しており、市内小・中学校校長会及び学校図書館部会の意見も計画の各項目に反映させ、今年度、策定が終わったところでございます。

この「防府市学校図書館振興計画」には、「学校図書館資料の質・量両面にわたる充実」、「司書教諭及び学校図書館司書配置の促進」、「学校図書館システム導入及び市立図書館とのネットワークシステム構築」など、8つの施策に関する防府市学校図書館の現状と課題及び今後に向けての方向性を記載しております。

また、施策ごとの具体的取り組み事項と年次ごとの目標値を掲げており、今後、この計画に沿って市内小・中学校と関係各課が連携し、学校図書館の振興を図ってまいります。

次に、学校司書配置についての御質問にお答えいたします。

学校図書館には、読書活動や読書指導の場である読書センターとしての機能だけでなく、児童・生徒の主体的な学習活動を支援する学習・情報センターとしての機能があり、学校教育の中核たる役割を担う重要性については、教育委員会としても十分に認識しております。

また、学校図書館の充実のためには児童・生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の配置が求められていることも認識しており、教育委員会では児童・生徒の読書意欲を高めるとともに、各校の図書ボランティアや市立図書館との連携により、学校図書館の活性化を図ることを目的として、平成23年度から学校図書館司書を配置し、市内学校への巡回支援を始めました。

平成23年度は1名配置で小学校のみの巡回支援でしたが、今年度は1名増員し、2名体制で市内の全小・中学校への巡回支援が可能となりました。平成25年度は、防府市学校図書館振興計画により1名増員して、3名の学校図書館司書を市内小・中学校に配置する予定でございます。

今後も、「防府市学校図書館振興計画」に沿って、学校図書館の充実を図るために学校図書館司書の増員に向けて、関係各課との調整を図りながら努力してまいります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 「学校図書館振興計画」という形で今年度つくられたという

ことですので、23年度より少しおくれたということですが、できたものであれば、ぜひ議会にもお示し願いたいというふうにお願ひしておきます。

それから、学校司書配置の今後の考え方ですが、1名を2名にし、3名にすると。そうすると、26年度は4名になるのかという話になりますが、かつて平成15年度に小学校に3人、平成16年度に小学校に7人配置をしておったと。これは国の緊急雇用事業という形で、その緊急雇用事業が打ち切られたために平成17年度からゼロになってしまったわけですが、そういうことから考えても、今の1名、2名、3名という増やし方が非常におくれてるということを指摘をしておきたいと思ひます。

なぜおかれてるかという、今の平成24年度までゼロであった、例えば宇部市、宇部市はそういった国が財政措置をしたということでありましょう。3月になってホームページで公表された数字でいきますと、学校図書館等支援員の配置という形で、人数は示されておりませんが、1,493万2,000円が新年度予算で計上されております。防府市の雇っている人の支払いの給料、賃金ですか、それと比べると十数人が雇われてるという形になります。ゼロから十数人というのが宇部市の姿であります。そういう形で、先ほど言ひました山陽小野田についてもほんの二、三年で16人というような数字でありますし、なぜ山口市が20人かという、緊急雇用で防府市と同じように平成15年、16年、山口市は防府市より1年早く平成14年から始めたわけですが、17年以降も今度は単独市費事業としてこれを継続してきたと、こういうことがあるわけあります。

したがいまして、今のような形でいくと、他市はどんどん前向きに10人程度の人数で増やしていくということが考えられます。下関の市長選挙、きのうあったので、新年度予算は骨格予算という形で、どうなってるのかわかりませんが、今の年度、最初の質問では言ひませんでしたけども、50人ぐらいの人が緊急雇用でこの学校図書館司書になってるというような情報もちよっとあるところからいただきました。

そういう形で国が地方財政措置とするのは、要するに、この地方財政措置というのは、標準的な住民サービスという形で、国がこういうふうにお金がかかるでしょうというのが出てきて、それが基準財政需要額という形で積み上がっていくわけですが、そういう形で文部科学省が示しておるのがこの数字です、2校に1校というのが。そういうところをぜひお考えいただき、この辺についてもう少し前向きな対応が必要だと思ひます。場合によれば、補正予算での財政措置ということも、教育日本一を目指すとか言われるのであればこういったことも必要だと思ひますが、この辺についてお考え、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今年度は2名の配置でございますが、これまでの活動実績

を見ましても、この学校図書館の司書というのは、大変子どもたちの読書に対して効果があるということはこれまで検証されております。ですから、新年度は1名増員ですけど、今後、もっともつこの配置を充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 文部科学省のホームページの中を「学校図書館担当職員」という言葉と、それから「財政措置」と、この2つを入力して検索をしますと、こういうページが出てまいります。これは今の年度、つくられた分ですから、24年度を対象としとるんですが、「今年度から学校図書館関係の地方財政措置が充実すると聞きました。私の学校の学校図書館の活性化にどう生かしたらよいのでしょうか」ということで、その中で、いわゆる学校司書の配置についても地方財政措置がされてるとということが書いてあります。

その先に、「地方財政措置とは何でしょうか」ということで、「この財源は地方財政措置であり、地方交付税交付金として、用途を特定せず、いわゆる一般財源として地方公共団体に交付されるものです。このため、実際の学校図書館関係予算に使うためには、各市町村等において予算化が図られることが必要です」と。つまり人制限がないので、各教育委員会がしっかりしないとそちらにお金が回ってきませんから、しっかり予算化しなさいということを経済省が言ってるわけですから、ぜひ教育委員会としては、今後、さらに突っ込んでしていただきたいということを要望しておきたいと思いますが。

あと一つほど、御答弁ありませんが、つけ加えておきます。平成23年度から小学校の教科書が変わりました。それから、平成24年度から中学校の教科書が変わったのは御存じのとおりであります。この中で、特に、例えば国語の小学校の教科書では、6年間で約400冊以上の本が表紙つきで紹介されてると。それから、中学校の3年間では、これはある会社の教科書では表紙つきで254冊が紹介されてると、国語の教科書ですが。そういう形で本を読んだり、調べたりということが随分、新しい教科書では出てきていることでもあります。

そして、新学習要領の大きな特徴としては、探求型の学習、こういうものがこれまで総合的な学習、あるいは社会、理科で言われておりましたが、これが国語や数学でも進めるというのが新しい学習指導要領の考え方ですので、そのためにはぜひ学校図書館のような施設が要るということだけ御認識いただいとしたいと思います。

2日目の一般質問の中で、同僚議員の質問の中で、国語はちょっと防府市の学力テストは悪いけれども、理科はよいという話がありました。これは、私は青少年科学館ソラール

があるから、理科がよくて、防府市の学校図書館の実情が今のような状況なので、国語は悪いというふうに勝手に理解をさせていただきましたが、あながち、的を外しているのではないというふうにも思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。質問の第3は、観光に関して、まちの駅についてお尋ねをいたします。

観光交流施設として、まちの駅「うめてらす」が2010年、平成22年4月に開設され、ことしの4月には4年目に入ります。この一般質問の中でお伺いしたいのは施設としてのまちの駅「うめてらす」ではなく、観光ネットワーク、その拠点としてのまちの駅についてであります。

いささか古い資料となりますが、2007年、平成19年11月に議会に示された（仮称）防府市観光交流・回遊拠点施設整備方針、つまり、まちの駅をどうやってつくるかという方針を最初に出されたわけですが、これではまちの駅について次のように述べております。

まちの駅は必ずしも新設のものをいうのではなく、既存施設の活用により市、NPO団体等が地域連携を目指し、地域内ネットワークを図るというもので、新たな取り組み戦略として拠点施設の整備を組み込むことにより、さらなる効果が期待できます。まちの駅は無料で休憩できるまちの案内所です。公共施設から個人商店まで既存の空間等を利用し、地域情報を提供することで交流をさせる場所です。

つまり、公共施設から個人商店まで既存の空間等も利用して地域情報を提供することで交流を促進しようとする。その場所がまちの駅であります。そこに新たな拠点施設である「うめてらす」を整備し、地域内のネットワークを整備していくことが必要だというふうにかえられていたわけでありませう。

先ほどの整備方針では次のようにも述べられております。「行政の設置するまちの駅と民間が設置するまちの駅が連携することで大きなネットワークが形成され、官民挙げてのおもてなしの向上を図ることができませう」と。

今、まちの駅連絡協議会という全国組織があるわけですが、このまちの駅連絡協議会が必要な条件としているのはトイレ、それから休憩場所、案内機能であります。これらの機能があると、まちの駅連絡協議会へ入会するというこゝで、まちの駅のロゴマーク、今「うめてらす」のほうはつけておりますが、このまちの駅のロゴマーク、まちの駅看板の使用が可能となります。こうした形でまちの駅ネットワークの形成を目指す、その拠点施設であるべきものが「うめてらす」であったというふうにか思ひます。

当初は、このまちの駅ネットワークの形成を目指すことを目的に防府市観光ネットワー

クがつくられましたが、残念ながら余り機能しているように思われません。「うめてらす」以外の行政の施設や民間の商店等がまちの駅連絡協議会に入会し、まちの駅ネットワークとして組織化し、おもてなしの向上等につなげていく、これが防府市全体の観光のおもてなしのレベル、こういったものを引き上げることになるのではないかと考えております。

そこで、具体的な質問となりますが、まちの駅ネットワークの形成について、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部でございます。まちの駅についての御質問にお答えいたします。

まちの駅ネットワークの形成につきましては、先ほど議員も、御紹介もございましたが、平成20年に最終的に策定いたしましたまちの駅基本構想におきまして、行政の設置するまちの駅「うめてらす」でございますが、これと民間の店舗等を、いわゆるまちの駅、民間の設置するまちの駅、これが連携することで市内に大きなネットワークを形成し、あわせて観光客の受け入れ体制の充実とおもてなしの向上を通じて、市内回遊性、あるいは滞在時間の増加につなげていくという方針を掲げているところでございます。

また、まちの駅ネットワークのイメージ図もあわせて作成しておりますけれども、この中には「塩の駅」、これは塩田公園を想定しておるわけですが、「魚の駅」、あるいは「山の駅」といったまちの駅が位置づけられておりまして、その中のキーステーションを「うめてらす」というふうにしているものでございます。この「うめてらす」から市内全域に観光客を押し出して、次の受け入れ施設となるのが、それぞれのまちの駅、いわゆる公共施設もございましょうし、小さい店舗というのものもあるという考え方、これがまちの駅の考え方でございます。

まちの駅という名称は、これも先ほど議員御案内がございましたが、まちの駅連絡協議会に加入することで使用することができます。これを名乗ることができますと、より皆様に興味や関心を持っていただける。それとともに統一的な看板を掲げられますので、観光客の方にも施設の性格が理解しやすい、利便性が向上するといった利点がございます。

現在の観光ネットワークは、平成22年1月、市広報によりまして参加事業者の募集を行いましたところ、市内22の店舗あるいは施設から応募がございました。これらの施設は将来的な、私どもとしては将来的なまちの駅の移行というものを視野に入れて募集をいたしておりますので、例えば椅子などを置いて休憩所を設ける。あるいは案内人を置く、これはお店の方でいいんですけれども、案内人を置いて案内ができる。あるいはどなたに

もトイレを使用していただくことができるといったまちの駅に登録するための外形的な要件は満たしていただいております。

ただ、まちの駅を名乗るということになりますと、休憩、案内、交流、連携のいろんな機能において、ある程度の質的な水準を満たしていくということが必要であるということで、現時点ではまちの駅に登録には至っておりません。これら店舗等から成る「防府市観光ネットワーク」という防府市独自の名称を組織するにとどまっている状況でございます。

将来的には、このまちの駅をいわゆる登録をしていただいて、市内全体のネットワークをつくっていくという構想は全く変更しておりませんので、そういう方向で考えてまいりたいというふうに考えております。ただ、民間の店舗等、行政もですけれども、まちの駅に登録するにつきましては、若干の費用負担が伴います。こういう本当に若干ではございますが、事業者へのメリットの説明、あるいはまちの駅に登録することの意味というものを改めて働きかけて、ネットワークの形成につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 山口県内には今、防府市の「うめてらす」ひっくるめて、このまちの駅連絡協議会のホームページを見ますと、35のまちの駅が山口県内にあります。一番古いのが岩国、といっても、これは合併前の由宇町にありましたものですが、これが2002年の4月にできております。その次が周防大島、2004年の10月にできております。この2つは、いわゆる単独型の施設でありますけれども、その後、萩市は、まちの駅ネットワーク萩という形で、32の施設がまちの駅という形で2006年に登録というのか、入会という形になっております。萩は32、まちの駅があるわけではありますが、いわゆるそういう形で、トイレだとか、案内だとか、休憩だとかいう形を個人の商店あるいは公共的なものもその中にはあったように思いますが、そういう形ですと。これは萩だけではなくて、全国の進んだまちの駅について取り組んでいる自治体は、こういう形で20とか30のまちの駅がその市の中にあるわけであります。

ぜひこういうことを目指して、まちの駅「うめてらす」をつくる時はシャワー効果ということが盛んに言われました。ぜひシャワー効果という形で市内全域に波及していただきたいというふうに思います。

それで、入会という形で費用負担が要るということもありますが、これはネットワークという形でつくってすれば、若干そういうものは単独で入るよりは安くなったんじゃないかと思いますが、そういうものが一つの障害であれば、そういうものについて若干、

市が補助をすることについて、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） まちの駅の連絡協議会に加盟するには、まず基本的な加盟料6万円が要ります。これは今、市として「うめてらす」のほうで払っております。この6万円を払うと、その6万円の範疇で20施設まで登録が可能です。ただ、1施設につき2,000円の初期の登録料がかかります。費用は、基本的にはそのぐらいでございます。

つまり、2,000円の費用負担をするかということになるわけですが、それに加えて、例えば、いわゆる休憩施設のための椅子であるとか、あるいはそこに、私の頭の中では例えば緋毛氈を敷くとか、そういうふうな統一的なものを持たせようとするすと、そこにも幾ばくかの費用が発生するということになります。

こういう費用につきましては、今現在のところ、行政内部で検討しておりませんので、私の担当部長としての考えということになりますけれども、当初「うめてらす」をつくるときに、そこまで一応考えは及びました。どうすべきかというところで多少考えたんですが、予算措置がなかったこともありまして見送っております。

わずかな金額でございますので、例えば皆さんの御理解をいただければ、そういう形で支援ということは可能だと思うんですが、やはり費用を出すということにつきましては、その時期というものがあるのかなど。つまり、ある程度の要件を満たした段階で行政が支援をするというのが支援のあり方ではないかというふうに考えております。イエスカノーかということであれば、考え方は持っているというふうにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今、観光ネットワークというものをつくっておって、それをある一定のレベルの水準まで上げて、その段階でというのが今の市の考え方だろうと思いますが、しかし、それにしても丸3年が経過しようとしているわけでありましたが、そういうことの中でちょっと心配をするのは、この観光ネットワークの会議だとかそういうものが、議会の特別委員会に示されているような資料などを見ると、むしろ減ってきているのではないかと。前向きにどんどん進んでいるならこういう質問もしないんですが、むしろそうっていないんじゃないかということがあるので、質問をさせていただいております。

ぜひ、今の部長の答弁、前向きな答弁だというふうにお受けとめいたします。市のそういう姿勢があるということでもありますので、ぜひ、20施設までは1施設2,000円ということであれば、そんなに大きな負担にはならないと思います。あと、ただ、看板だと

か、そういうものを設置する費用は当然かかるわけでありますから、これはまたこれで別のお金が要るわけですが。その２２の施設の中には、先ほど紹介された三田尻塩田記念産業公園、それからデザインプラザ防府、そのほか、今度新たに市の施設になるという潮彩市場防府、こういったものも含まれておりますので、この辺からでも、ぜひ先行実施をしていただけないかというようなことを申し上げて、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、２３番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、大変お疲れのところ申しわけございませんが、午後１時１５分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第１委員会室に御参集ください。

なお、次の本会議は３月２６日午前１０時からございます。その間、各常任委員会におかれましては、それぞれよろしく御審査のほどをお願いいたします。

お疲れでございました。

午後０時１４分 散会

---

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２５年３月１１日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 久 保 潤 爾

防府市議会議員 山 田 耕 治